

芽室町子どもの権利条例

道内2例目

芽室町では、平成18年4月に「芽室町子どもの権利に関する条例」を制定しました。北海道内では空知管内の奈井江町に次いで2番目の条例制定で、すべての子どもがすくやかに育つために、すべての子どもの権利を保障し、すべての子どもが幸せに暮らせることを願って、まちの法律ともいえる条例として定め

子どもの権利って？

大人と同じように、子どもも一人の人間として、生まれたときから権利を持っています。子どもが、いじめや虐待などを受けることなく、夢と希望を持ち、自分らしく安心して暮らすことができるよう、一人一人の権利が守られなければならないんです。

子どもの権利は世界的に決まっている

子どもの権利は世界的に児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）として定められていて、日本も平成6年にこの条約に批准（国際的に約束すること）しています。芽室町も国際的な条約の考え方を踏まえて、子どもの権利を守っていきます。

みんなで守る、子どもの権利。
詳しくはQRコードへ



北海道子ども基本条例



芽室町子どもの権利に関する条例

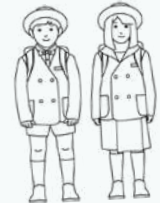


子どもの権利条約カードブック
公益財団法人
日本ユニセフ協会発行



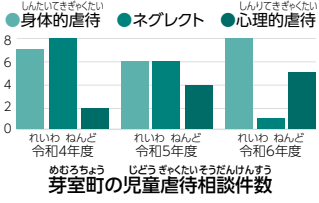
基本理念(第3条)

- 町及び町民は、芽室町の子どもを育てるにあたり、子どもの権利を尊重し、子どもの幸福を追求する権利の保障に努めるものとします。
- 子どもは、その権利を知り保障されるなかで、豊かな人間性を養うことにより、自らを律し、主体的に判断して自分らしく生きることを支援されます。
- 町及び町民は、子どもの思いや願いを尊重し、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを目指すため、子どもと大人がそれぞれの役割と責任を自覚し協力し合います。
- 町民は、安心して子どもを育てることができるよう支援されます。



子どもの権利が守られなかったら？

子どもに対する暴力、虐待、体罰、いじめは、子どもの権利を侵害する行為です。芽室町子どもの権利条例でも、子どもを養育する全ての者は、虐待及び体罰を行ってはならないと定められています。町では、虐待やいじめを受けた子どもがいたら、その子どもを守るために話し合いをして、その子どもが助けられるようにします。

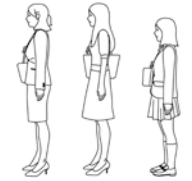


町の取り組み

町は関係機関と連携を密にし、誰もが安心して相談し、救済を求めることができるよう、権利の侵害から子どもを救済する「芽室町子どもの権利委員会」を設置しています。また、町の人権擁護委員が通年で町内の小中学校や幼稚園等に訪問し、子どもたちに人権の大切さについての講話や、紙芝居などを行い人権について一緒に考える「人権教室」を数多く実施しています。今月号のP24「健康コラム」でも児童虐待や子どもの権利について掲載していますので、合わせてご覧ください。

子どもの権利を守るための役割(第8条～第12条)

子どもの権利条例は、子どもが生まれながらにして持っている「権利」を明らかにしたものです。子どもの権利への理解を深め、子どもが夢や希望を持ち、自分らしく安心して暮らすことができるよう、それぞれの役割を担い、協力し共に子どもの権利を守っていきましよう！



△**家庭の役割**△
子どもを育てることに最善を尽くし、子どもの権利の保障に努めます。
△**学校の役割**△
子どもの人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくために開かれた学校づくりに努めます。
△**地域の役割**△
豊かな人間関係の中で育むため、子どもが安心して集い、交流できる環境づくりに努めます。

△**企業の役割**△
子どもが健やかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため配慮するよう努めます。
△**町の役割**△
基本理念に基づき、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通してその保障に努めます。

子どもの大切な権利(第4条～第7条)

生きる権利



命を大切にされ、いじめや暴力を受けないようにされます。

たとえば…

- ◆食事ができます。
- ◆家に住むことができます。
- ◆育ててもらえます。
- ◆世話をしてもらえます。
- ◆ケガや病気の治療を受けられます。
- ◆親から暴力などを受けないで生活できます。

育つ権利



自分らしく学んだり、遊んだりすることができます。

たとえば…

- ◆学校に行くことができます。
- ◆夢を持つことができます。
- ◆遊び、スポーツなどが楽しめます。
- ◆意見や行動が理由もなしに邪魔されません。
- ◆自分の将来についてアドバイスをもらうことができます。

まも守られる権利



自分を守ることができ、危ないことから守られます。

たとえば…

- ◆命の危険から守られます。
- ◆いじめから守られます。
- ◆自分の秘密が守られます。
- ◆子どもであることを理由に差別を受けません。

さんか参加する権利



自分から、住んでいる地域や社会に参加できます。

たとえば…

- ◆自分の意見が大切にされます。
- ◆自分の思っていることを言う機会がつけられます。
- ◆友達と一緒に集まって色々な活動ができます。